

利根町教育委員会定例会会議録

令和4年10月25日 午後3時00分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君
委 員	卷 島 久 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学 校 教 育 課 長	中 村 寛 之 君
指 導 課 長	丹 晴 幸 君
生涯学習課長	桜 井 保 夫 君
学校教育課長補佐	久 野 俊 秀 君
学校教育課係長	眞 仲 幸 穂 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和4年10月25日（火曜日）
午後3時00分開会

- 日程第 1 報告第 27 号 教職員の休暇等の専決処分について
報告第 28 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和4年9月分）
- 日程第 2 議案第 45 号 利根町立学校管理規則の一部改正について
議案第 46 号 利根町立小学校及び中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について
- 日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 27 号 教職員の休暇等の専決処分について

報告第 28 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 9 月分）

日程第 2 議案第 45 号 利根町立学校管理規則の一部改正について

議案第 46 号 利根町立小学校及び中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について

日程第 3 その他

午後 3 時 00 分開会

○教育長（海老澤 勤君） お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。
令和 4 年 10 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日ご審議いただく議案は、専決処分を含む報告 2 件、議案 2 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 27 号 教職員の休暇等の専決処分につきましては、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 27 号は非公開といたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1、報告第 27 号 教職員の休暇等の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、報告第 27 号 教職員の休暇等の専決処分につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 28 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 9 月分）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、報告第 28 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 9 月分）をご説明いたします。

裏面をお願いいたします。

報告理由にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するもので、6 件の申請があり、承認をいたしました。

右側の別紙をご覧ください。

1 件目は、茨城県中学校体育連盟が主催した令和 4 年度茨城県中学校新人体育大会を水戸信用金庫スタジアム陸上競技場ほか 20 会場において、本日から 10 月 29 日、土曜まで開催を予定しております。

目的としましては、茨城県内の中学校 1、2 年生がスポーツに親しむことを通して、健康増進と体力の向上を図るとともに選手同士がお互いに理解し合い、友好親善を深め、明るく豊かな中学生生活の実現を図るなど県内スポーツの振興に寄与することとしています。2 件目以降につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、生涯学習課管轄分の 5 件の内容について、ご説明いたします。

最初に、利根町野球連盟（利根町野球部）から申請があり、利根町野球連盟秋季大会を 9 月 25 日から 10 月 9 日の期間に、生涯学習センター及び利根川河川敷グラウンドで開催しました。

目的としましては、利根町民や在勤者が所属しているチームや、近隣市町村のチームによって大会を行い、参加者の心身の健康と親睦を図るためでございます。

続きまして、利根町卓球連盟から申請があり、第 41 回利根町卓球大会を 10 月 23 日に、龍ヶ崎市総合体育館たつのこアリーナで開催しました。

目的としましては、卓球スポーツ活動の促進及び近隣卓球愛好家との親睦、卓球技術レベルの向上を図るためでございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

ひたち野モロロジー事務所から申請があり、学習セミナーを 11 月 20 日に、利根町役場庁舎内会議室で開催します。

目的としましては、道徳の大切さを改めて確認し、生きがいのある人生を築くにはどうすればよいか、その心遣いと行動の在り方を考え話し合うものでございます。

続きまして、利根写楽会から申請があり、利根写楽会第 40 回写真展を 10 月 27 日から 11 月 3 日の期間において、利根町役場多目的ホールで開催します。

目的としましては、会員の成果の発表の場を設け、撮影技術や作品づくりの工夫などについて学び合う機会にするとともに町民の憩いの場を提供するものでございます。

続きまして、光龍会から申請があり、第 25 回光龍会絵画展を 10 月 1 日から 10 月 7 日の期間において、利根町役場多目的ホールで開催しました。

目的としましては、会員による絵画の展示を行い、作品を広く紹介し、美術活動の普及を図るためでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、報告第 28 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 9 月分）につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第 2 議案第 45 号 利根町立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第 45 号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

提案理由にありますように、文部科学省から「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例」が発出されたことに伴い、茨城県内の市町村教育委員会においても令和 4 年度中の環境の整備が求められたことから、町の学校管理規則について必要事項を改正するものでございます。

1 ページの新旧対照表の改正案をご覧ください。

第 23 条の次に次の 1 条を加えるものです。

第 23 条の 2（事務職員の標準的な職務内容）になります。「教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他 事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。」を加えております。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するとしております。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） これは文部科学省から規則参考例が発出されて、これに沿った形になっていると思いますので、これはこれで大丈夫だと思いますが。同時に、文部科学省から同日、教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例というのが出ているのですが、それは特に今回は整備しなくてもいいのでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 中村課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 教諭については、現時点で県からの情報提供がないため、通知があり次第、整備する予定です。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第 45 号 利根町立学校管理規則の一部改正に

つきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君）　続きまして、議案第 46 号　利根町立小学校及び中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君）　それでは、議案第 46 号　利根町立小学校及び中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について、ご説明いたします。議案第 45 号でご説明いたしました利根町学校管理規則の改正に伴い、事務職員の職務の遂行に関する必要な事項を定めた交付要綱を新たに制定したいので提案するものでございます。

1 枚おめくり願います。

第 1 条は、目的で、この要綱は、利根町立学校管理規則第 23 条の 2 の規定に基づき、事務職員の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的かつ積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的としております。

第 2 条には、事務職員の標準的な職務の内容及びその例を定めております。

第 3 条には、事務職員が参画する職務の内容及びその例を定めております。

第 4 条には、事務職員の職務の遂行に係る留意事項を定めております。

第 5 条には、補足を定めております。

附則としまして、この告示は、公表の日から施行するとしております。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君）　説明は終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君）　これは文科省から出ている内容に合わせて作っているもので、これはこれでいいなと思っています。やはり教諭の方と事務職員の方の今まで職務のところが曖昧になっていて、先生方の負担が多かったというの也有ありますので、こういうのがあってはつきりすると、指示も出しやすくなると思いますので、これは良いことだなと思いました。

○教育長（海老澤 勤君）　そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君）　それでは、議案第 46 号　利根町立小学校及び中学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第3, その他でございますが, 何かございますか。

長岡委員。

○委員（長岡純子君） 10月3日の月曜日の朝, 小学校の運動会の振替休日だったと思いますけれども, うちの前が登校班の集まり場所になっていて, 子供たちの声がするなと思って行ってみたら, 中学生2人の女の子と9月から転入してきた中国人の女の子がいて, その子に一生懸命今日は学校がお休みだと説明してくれていたのだけれども, 全然伝わらなくて。

そのあと, 近くにいたお子さんが, お母さんに事情を話して, その子の親に電話したところ, その日たまたまテレワークだった中国の子のお母さんがすぐ飛んで来て連れて帰ったのですね。

お母さんは, 日本語は大体分かるわけですが, 本当にその子は何も分からなくて, 学校でどういうふうにして勉強しているのかなと思うとすごく心配なのですが, 利根町で中国語が分かるボランティアの配置を考えていらっしゃいますか。

○指導課長（丹 晴幸君） 指導課予算の中で日本語指導員というのを派遣できるように予算がつけられています。

布川小学校に転入してきた中国籍のお子さんなのですが, もう既に日本語指導員がついていて, 週8時間までなのですが, 教室で隣について, 通訳のような形で対応してもらっています。その子を別室に取り出して日本語指導をすることもできるのですが, 保護者から, 家庭のほうでも日本語指導は頑張ってみるので, 授業中は通訳のような形で対応してもらいたいという要望があったので, そのやり方で進めさせてもらっています。

あと, 翻訳機を渡してありますので, 担任の先生は, それを使って本人と会話をしているような状況になっています。

ただ, 手紙類を中国語にして渡すのは難しいところがあるので, そこは家庭にお任せしている部分もありますので, 情報が本人にまで上手く伝わっていない可能性も出てくるかと思っています。

○委員（長岡純子君） 9月に1人で来たらしいですね。

○指導課長（丹 晴幸君） そうですね。

○委員（長岡純子君） お父さんとお母さんは日本語をしゃべれるのですか。

○指導課長（丹 晴幸君） お母さんとはお話しさせてもらったのですが, 基本的には, 日常会話は十分できていると思っています。お父さんとは面識がないので, どういう状況なのかは分からないのですが, あまり日本語は得意ではないというふうに聞いています。

○委員（長岡純子君） お子さんのことだから徐々に慣れてはいくと思うのですが, まるっきり言葉が分からないのでは, 毎日ストレス溜まるだろうなと思っていましたが, 前向きに考えてくださっているのですね。

○委員（巻島 久君） その子は何年生ですか。

○指導課長（丹 晴幸君） 1年生です。

休み時間の様子についても聞いたのですが、周りの子供たち、最初ボディーランゲージみたいな感じで遊びに誘っているということだったのですけれども、一緒に遊べる子のようなので、言葉の覚えは早いのかなというふうには思っています。

その後、しばらく私もそのままになってしまっているのですが、今現在どういう状況になっているのか分からないですけれども、1か月程度たって、少しずつでもコミュニケーションができるようになっていけばいいなとは思ってはいるのですが、また確認をしてみようと思います。

○委員（長岡純子君） 私、下校の見守りというのをやっているのですが、その子も入れて3、4人、下校のときに一緒についているのですけれども、みんなが助け合おうとしているので、良いなと思います。ありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） ポケトークということで話が出たのですが、実際、テレビで使っている現場を検証していたのですが、あまりうまく伝わらないパターンもあったりするので、今みたいな振替休日があるよとか、要点だけでも通訳している方から伝えたほうがいいのかという気がします。

○指導課長（丹 晴幸君） そうですね。

○教育長職務代理者（佐藤忠信君） 結構、今ポケトークを活用しているパターンが多いのですけれども、通じていない場合もあるので、そこは気をつけてあげてください。

○委員（巻島 久君） 日本語指導をしている方は、中国語が分かる方なのですか。

○指導課長（丹 晴幸君） そうですね。

○委員（巻島 久君） 以前、タイから来た子を預かって感じたことがあったのですけれども、当時小学校2年生だったお子さんに、現地の言葉が分かる学生さんと日本語指導していたのですけれども、だんだん時がたつにつれて、いろいろなことが分かってくるにつれて、いろいろなストレスが溜まってきて、その溜まっているストレスを発散するような場も設けてあげないと大変かなと思いました。

お母さんがそういうことを配慮してくださっていればいいのですけれども、なかなか難しいかなと思いますので。おうちの人とも連携しながら、子供の指導に当たっていただけるとよろしいかなという感じがちょっとしました。

○指導課長（丹 晴幸君） 布川小学校には、4年生に昨年度、中国からいらっしゃった女の子がいるのですよね。その子が先輩みたいな感じで、学校の中では少し会話をしたりする場面があるというのは聞きました。

実は、その子が去年、日本語がしゃべれるようになってきたけれども、周りの子供たちと、たどたどしい言葉の中で、コミュニケーションが逆にうまくいかなかったという場面があったりもしたのですよね。結構強い言葉が出てしまったりとか、友達から受ける言葉に必要以上にショックを受けてしまうとか、そういう場面があったりもしたので。学校もそう

いうのを見てきてもいますので、今のお話を大変参考にさせていただいて、学校に投げかけさせていただいて、日本語指導員の業務として話を聞いたほうがいいのか、担任のほうが気をつけて見るべきなのかというところは、学校との相談になると思うのですけれども、お子さんの今後のことをケアできるようにということで話をしておきたいと思いますので、ありがとうございました。

○委員（巻島 久君） 中国系の人はいろいろな方がいらっしゃると思うのですけれども、知的財産が唯一の財産だという考えの方が多様なのですよね。

教育に対して熱心で、日本人以上に敏感になっているので、小さいうちから丁寧な対応をしていたほうが、後々いいかなと思いましたので、言わせていただきました。

○教育長（海老澤 勤君） 利根町でも中国人以外の国籍を持つお子さんというのは増えているのですね。データが指導課にあると思うので、後で教育委員さん、取扱注意ということでコピーを当たってみてください。

そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようでしたら、令和4年10月の教育委員会、閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時32分閉会